



V. 參考資料

(1) 共通する配慮事項

- ・ 高齢者、障害者が単独で利用することができるよう設備面を整備するとともに、係員による対応等を計画し、その手引や介助が得られる手続きを明示する。
- ・ 係員による対応は、申し出に応じて必要な対応をすることを基本とする。
- ・ 一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者・障害者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をする。
- ・ 駅のエレベーターを代替する周辺施設のエレベーターは、鉄道の営業時間に合わせて運転する。
- ・ カウンター等では、手続きや記載等の説明等は平易な表現とし、具体例を示して分かりやすく案内する。係員による対応も行う。
- ・ 高齢者や障害者等に配慮した設備の状況そして緊急時の避難誘導方法を印刷物、インターネット等利用者が利用しやすい、できるだけ多様な媒体で情報提供する。
- ・ 緊急時の避難誘導訓練では、高齢者や障害者等の誘導を訓練内容に含む。
- ・ 受付係員、手引や介助をする係員へは必要な講習を行う。講習では高齢者や障害者等を教育講師に含む。
- ・ 利用者からのフィードバックを得て、整備や係員対応を改善する。

(2) 車いす使用者への配慮事項

- ・ バリアフリールート又は物理的バリアの所在を明示する。
- ・ 車いす使用者の利用頻度に応じ乗降の介助や案内誘導體制をとる。
- ・ 車いす使用者用駐車施設が車いす使用者以外に利用されることを防止する対策を講じる。
- ・ エレベーターの点検日時や設備の故障などの情報提供を行う。

(3) 視覚障害者への配慮事項

- ・ 視覚によらない情報媒体を多様に選択できるようにする。施設への来館来場前、施設利用中、施設利用後には持ち帰りができる案内情報を提供できるようにする。
- ・ 説明や案内は丁寧に言い、案内内容を録音再生できるようにする。
- ・ 幅広い視力に対応できるように文字サイズ、線の太さ、配色、利用者側の操作への適応性に留意する。
- ・ 視覚的情報内容には解説等による補完をする。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック経路の案内情報を提供する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続した適切な維持・管理・保守を行う。視覚障害者誘導用ブロック経路が変更された場合は、案内情報の更新と連動させる。

- ・ 点字案内板、触知案内図は清掃や汚損、内容の変更等に対応する。
- ・ 受付や案内所の位置が分かりやすいようにBGM等で知らせる。
- ・ 視覚障害者を便所に誘導するときは、多機能便所よりも空間を認識しやすい、一般用便所に誘導する。
- ・ 区別が必要な備品について：傘立て、下駄箱の番号を点字と浮き彫り等で表示する。湯と水、せっけん、シャンプー、リンス等の備品を区別できる工夫をする。
- ・ 用事があっても視覚障害者から職員を見つけにくいので、視覚障害者を見かけたら声をかける。また、白杖を持たない弱視者もいるので配慮する。
- ・ 宿泊施設では、客室内外の設備や配置を係員が案内する。

(4) 聴覚障害者への配慮事項

- ・ 外見からは障害者であると認知されにくいことに留意する。
- ・ 講演会、集会等の主催者は手話通訳や要約筆記、磁気誘導ループや赤外線補聴装置などの集団補聴設備等の配置をする。
- ・ 受付等の窓口では聴覚障害者への対応ができる旨を表示するマーク等を掲出する。
- ・ 手話ができる係員は手話バッジをつけるなど見て分かるように表示する。
- ・ 写真や図解等での説明を豊かにする。
- ・ 聴覚障害者に配慮した構造の機器や備品類を貸し出す（音声拡大電話機、ファクシミリ、屋内信号装置等）。
- ・ コミュニケーションの手助けとして、筆談ができる備品の整備等をする。
- ・ 問い合わせやすい雰囲気への対応をする。
- ・ 係員は、聴覚障害者の理解を確実に得ながら対応を進める。
- ・ 難しい漢字や難しい言葉を知らない聴覚障害者もいることに配慮して筆談する。
- ・ 聴覚障害者とのコミュニケーション手段は、手話と筆談以外に、口話と空書もある。ゆっくり、くっきりと示し、確実な意志疎通を心掛けるとよい。
- ・ 障害者マークを身に付けていたり、障害者マーク入りグッズを使用したりしている人に留意して対応する。
- ・ 発話は可能でも、聞こえない中途失聴者がいることに留意する。
- ・ 非常時の誘導員はひと目でそれと分かるように、「誘導員」と明記するとともに蛍光色のジャンパーを着るようにする。

(5) 内部障害者への配慮事項

- ・ 外見からは障害者であると認知されにくいことに留意する。
- ・ 電波利用（発生）機器を設置している場合は、ペースメーカーなどの誤作動を防ぐため、表示により注意喚起を促す。

(6) 児童、乳幼児連れの人への配慮事項

- ・ 児童に分かりやすい案内が選択できるようにする。
- ・ 幼児用便座、踏み台等を備品に持つ。
- ・ 乳幼児連れの買物等を支援するため、商店街やスーパーなどで気軽にお手伝いをしてくれる「お助けパーソン」などの人の配置をする。

(7) その他の配慮事項

- ・ 多言語で案内する。
- ・ 多様な身体状況の人に対応するための備品や生活の知恵を活用する。
- ・ 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品（犬用セット、リードつなぎ、水と餌用ボウル等）を貸し出す。
- ・ 聴覚障害者や内部障害者の他にも、外見からは障害者であると認知されにくい人がいることに留意する。
- ・ 区別が必要な備品について：湯と水、せっけん、シャンプー、リンス等の備品を区別できる工夫をする。
- ・ 迷子や、飛び出しなどで保護した場合に活用するため、警察・派出所などにコミュニケーションボードを設置する。
- ・ 昨日と様子が違うだけで混乱したり、道路が通れないと混乱したりすることがあるため、養護学校等付近の道路工事をする時には、事前にイメージ図を含め工事内容を学校に連絡するようにする。
- ・ お金の扱いなどに時間が掛かるが安心して買い物ができるよう、お買い物レジに知的障害者、発達障害者等ゆっくりレジを設置する。

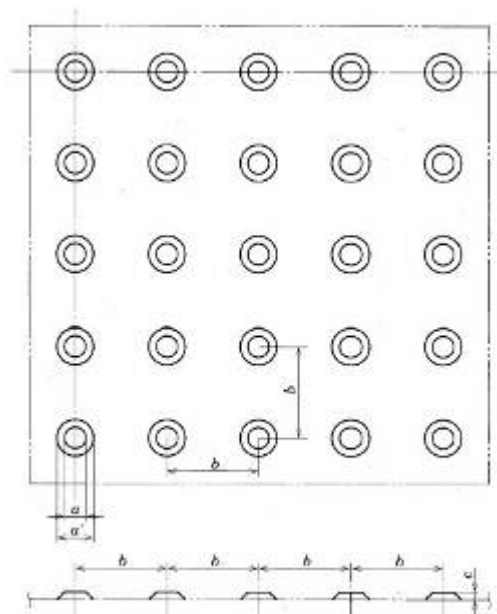
視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251)

視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状、寸法及びその配列については、日本工業規格 (JIS) により定められていが、その形状及び用途によって、2種類に分類される。

①点状突起を配列するブロック

注意を喚起する位置を示すための突起で、突起形状は点状となる。

以下に、点状突起（並列配列）の形状・寸法及びその配列を抜粋して紹介する。



●点状突起の寸法 (単位：mm)

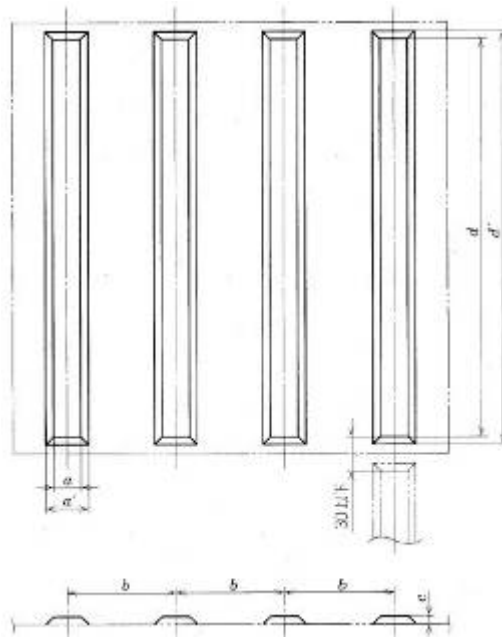
| 記号 | 寸法 | 許容差 |
|----|---------|-----------|
| a | 12 | +1.5 0 |
| a' | a+10 | |
| b | 55~60 * | |
| c | 5 | +1 0 |

注) この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

②線状突起を配列するブロック

移動方向を指示するための突起で、突起形状は棒状であり、その長手方向が移動方向を示すものである。ただし、線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

以下に、線状突起（並列配列）の形状・寸法及びその配列を抜粋して紹介する。



●線状突起の寸法 (単位：mm)

| 記号 | 寸法 | 許容差 |
|----|-------|-----------|
| a | 17 | +1.5 0 |
| a' | a+10 | |
| b | 75 | |
| c | 5 | +1 0 |
| d | 270以上 | |
| d' | d+10 | |

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。

③視覚障害者誘導用ブロックの伝い方

| 主な使い方 | どのような人が | 整備や維持管理の留意点 |
|------------------|----------------|---|
| 足の裏で突起を感じながら上を歩く | 先天性か早期に失明した人など | JISの突起形状とする。 ブロックの上に障害物を置かない。 |
| 杖でふちを伝う | 歩行訓練を受けた人に多い | ブロックの周辺に障害物を置かない。 鉤形式であると杖によってふちを察知できない。 |
| 色を伝う | 弱視者、低視力者 | 黄色を基本とし、ブロック周辺の舗装材や床材とのコントラストをつける。 |

標準案内用図記号 (JIS Z 8210)

案内用図記号は、不特定多数の人々向けの案内に用いる図記号として、日本工業規格 (JIS) により定められている。この分類は、施設などに関するものと、安全などに関するものに分類され、施設などの図記号は公共・一般施設、交通施設、商業施設、観光・文化・スポーツ施設があり、安全などの図記号は、安全、禁止、注意、指示がある。













以下に、案内用図記号の主なものを、抜粋して紹介する。

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| 案内所 Question & answer | 情報コーナー Information | お手洗い Toilets | 男子 Men |
|  |  |  |  |
| 女子 Women | 身障者用設備 Accessible facility | 車椅子スロープ Accessible slope | 電話 Telephone |
|  |  |  |  |
| ファックス Fax | エレベーター Elevator | エスカレーター Escalator | 階段 Stairs |
|  |  |  |  |
| 乳幼児用設備 Nursery | タクシー /タクシー乗り場 Taxi / Taxi stop | 駐車場 Parking | 非常電話 Emergency telephone |
|  |  |  |  |
| 非常用ボタン Emergency call button | 障害物注意 Caution, obstacles | 上り段差注意 Caution, uneven access / up | 下り段差注意 Caution, uneven access / down |

コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T 0103)

コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則は、文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号として、日本工業規格 (JIS) により定められている。この分類は、人・動物、動き・様子、飲食物、家の中 (身の回り)、家の外・文化社会の5種類がある。

以下に、コミュニケーション支援用絵記号の主なものを、抜粋して紹介する。

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| 男の人 | 女の人 | 家族 | 私 |
|  |  |  |  |
| あなた | 医者 | 目 | 腹 |
|  |  |  |  |
| 犬 | 好き | 悲しい | 分からない |
|  |  |  |  |
| はい | 聴く | 顔を洗う | 買物をする |
|  |  |  |  |
| 野菜 | 駅 | コンビニ | デパート |
|  |  |  |  |
| 台風 | 春 | 昨日 | 明日 |

図記号や文字等の視認性について

① 図記号と文字の大きさの目安

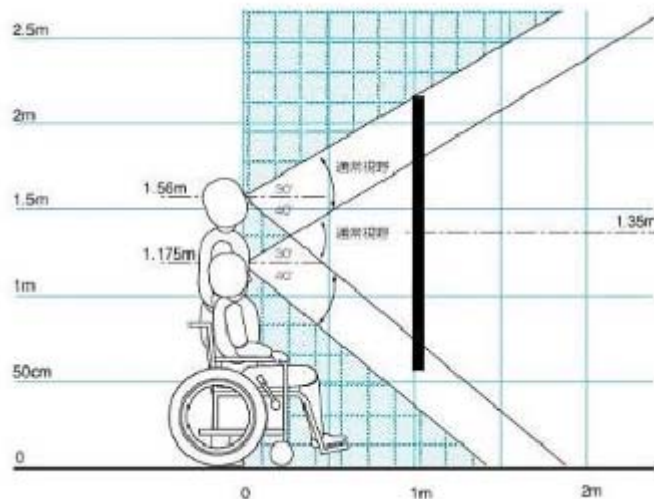
視距離ごとの図記号および文字の大きさ設定のめやすは下表のように整理できる。

| 視距離 | 図記号の基準枠寸法 | 和文文字高 | 英文文字高 |
|---------|-----------|---------|---------|
| 40 mの場合 | 480mm角以上 | 160mm以上 | 120mm以上 |
| 30 mの場合 | 360mm角以上 | 120mm以上 | 90mm以上 |
| 20 mの場合 | 240mm角以上 | 80mm以上 | 60mm以上 |
| 10 mの場合 | 120mm角以上 | 40mm以上 | 30mm以上 |
| 5 mの場合 | 60mm角以上 | 20mm以上 | 15mm以上 |
| 1 mの場合 | 35mm角以上 | 9mm以上 | 7mm以上 |

② 近くから視認するサイン

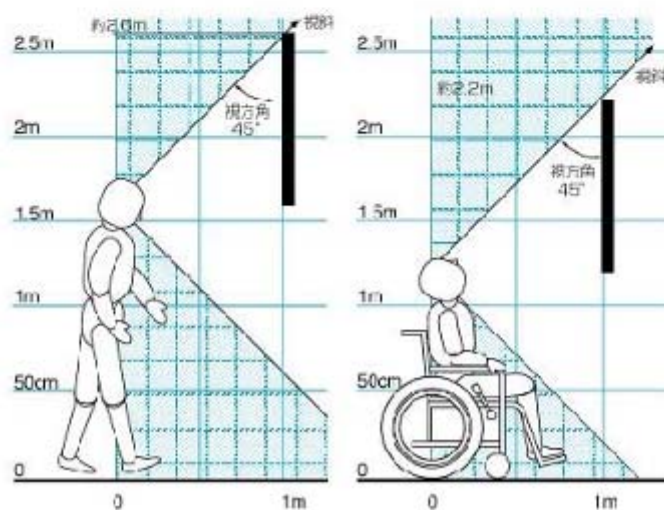
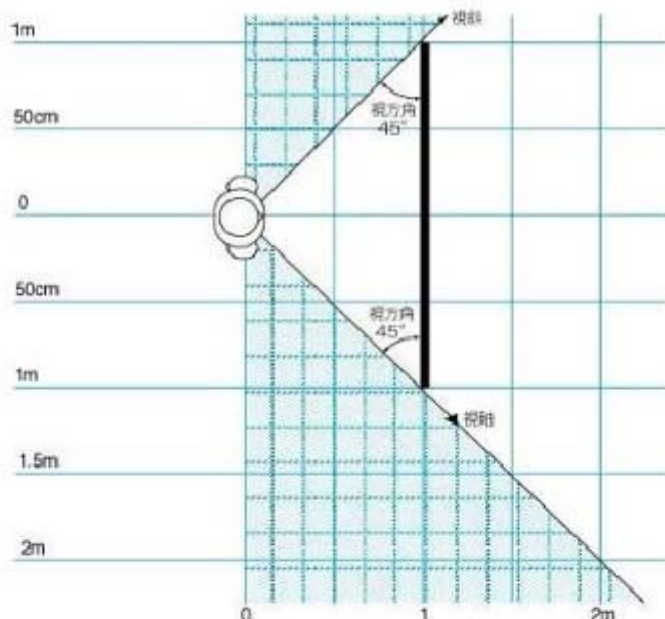
近くから視認するサインでは、立位の人にも車いす使用者にも共通に利用される条件を考慮する必要がある。このことから、近くから視認するサインは、両者の視点の中間の床面から1.35m程度の高さを表示面の中心とすることが望まれる。また、天地寸法は、最大でも両者の通常視野に入るようにすることが望まれる。

※資料…交通エコロジー・モビリティ財団『交通拠点のサインシステム計画ガイドブック』1998年による。



サインの読みやすさを決定づける要因のひとつに、見る人の視軸と視対象のなす傾きの角度、すなわち視方角の問題があります。人は普通、本などを視方角が直角に近づくように無意識のうちに位置を調整して読んでいます。これが45°以下になると誤読率が増加します。

運賃表や観光案内板など情報量の多い大型サインを掲出する場合、視方角の限界を超えないように考慮する必要があります。そのためこれらのサインは、想定する視認位置から水平方向にも垂直方向にも視方角が45°以下にならないように、サインの幅寸法や掲出高さ、面の傾きなどを設定することが望まれます。



色の対比・輝度

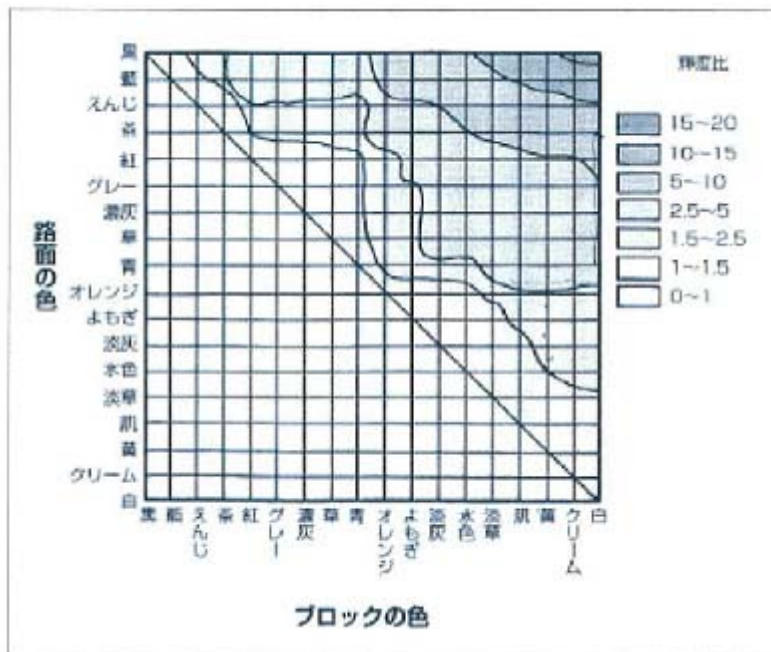
●視覚障害者誘導用ブロック等について

さまざまな色の舗装材料が使われている中で、弱視者が視覚障害者誘導用ブロック等を識別することは、困難な場合が多い。したがって、ブロック等と周囲の路面との色の相対的な関係に視点を置く必要がある。

その指標として輝度比(ブロック等の輝度/路面の輝度)を利用した組み合わせが示されている。

この例では、通常黄色のブロックが好ましいが、黄色の舗装や風致地区などで、やむを得ず黄色以外のブロック等を必要とする場合、弱視者が識別でき、かつ晴眼者に違和感の少ない値として、ほぼ1.5~2.5という範囲が挙げられている。

輝度比の参考



色弱者の色の見え方

一般色覚者の見え方



色弱者の見え方の例

P型(1型)



D型(2型)



色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なる。

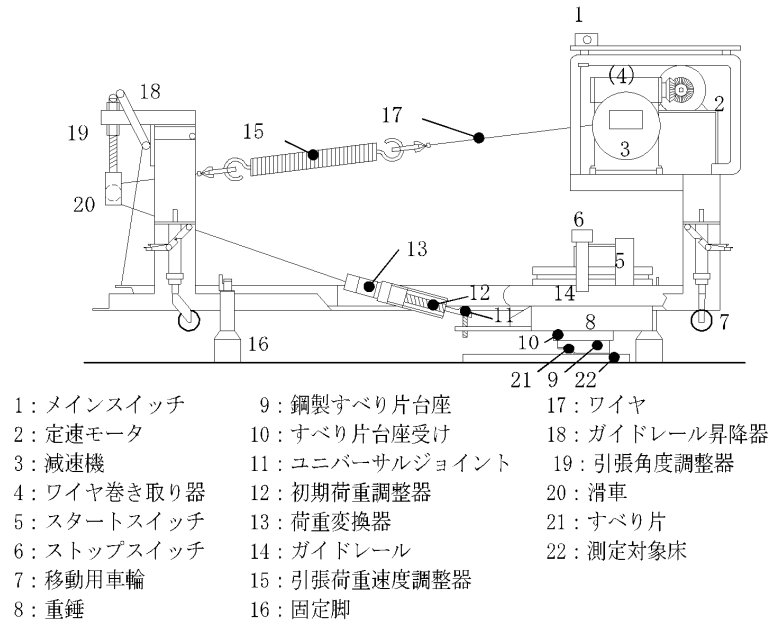
床の滑り

床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮し、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

1 履物着用の場合の滑り

① 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）を用いる。



JIS A 1454 に準拠している滑り試験機の例

② 評価方法

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表1の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとする。

■履物着用の場合の滑り

| 床の種類 | 単位空間等 | 推奨値（案） |
|----------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 履物を履いて動作する床、路面 | 敷地内通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床 | C.S.R=0.4以上 |
| | 傾斜路（傾斜角： θ ） | $C.S.R \cdot \sin \theta = 0.4$ 以上 |
| | 客室の床 | C.S.R=0.3以上 |

（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）

2 素足の場合の滑り（大量の水や石鹸水などがかかる床を想定）

① 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法—第12部：耐滑り性試験方法）に定める耐滑り性試験によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R.B）を用いる。

② 評価方法

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表2の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとする。

■素足の場合の滑り

| 床の種類 | 単位空間等 | 推奨値（案） |
|-----------------------|----------------------------|---------------|
| 素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床 | 浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室、更衣室の床 | C.S.R・B=0.7以上 |
| | 客室の浴室、シャワー室の床 | C.S.R・B=0.6以上 |

（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）

3 滑りの差

突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避ける。